

○江別市後見実施機関の設置及び事業の実施に関する要綱

平成29年10月16日市長決裁

改正

平成30年3月30日

令和3年3月31日

江別市後見実施機関の設置及び事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう成年後見制度の適切な利用を支援するとともに、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援するため設置する江別市後見実施機関（以下「実施機関」という。）の事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 成年後見制度 民法（明治29年法律第89号）に規定する後見、保佐及び補助の制度並びに任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）に規定する制度
- (2) 市民後見人候補者 市民（成年後見制度に係る業務を業とする専門職の資格を有する市民を除く。）のうち、市若しくは市が委託する法人が実施する市民後見人養成講座又はそれと同等と認められる講座を修了した者で実施機関の登録を受けたもの
- (3) 市民後見人 市民後見人候補者が受任する成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人
- (4) 後見支援員 第5条の規定により事業の委託を受けた法人が成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人を受任する場合における当該受任に係る業務を支援する市民後見人及び市民後見人候補者

(名称)

第3条 実施機関の名称は、江別市成年後見支援センターとする。

(事業の内容)

第4条 実施機関は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度の利用支援に関すること。
- (2) 成年後見制度に関する普及啓発に関すること。
- (3) 成年後見制度に関わる専門職、関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (4) 市民後見人候補者の登録管理に関すること。
- (5) 市民後見人及び後見支援員の育成及び支援に関すること。
- (6) 成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人の推薦等に関すること。
- (7) その他成年後見制度の利用支援に関し必要な事項

(事業の委託)

第5条 市長は、前条に掲げる事業を適切に実施できると認められる法人に、事業の全部又は一部を委託して実施することができるものとする。

(運営協議会)

第6条 市長は、実施機関の円滑かつ適正な運営を図るため、江別市後見実施機関運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

2 運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 実施機関が実施する事業の運営方針に関すること。
- (2) 実施機関の事業計画に関すること。
- (3) 実施機関が実施する事業の評価及び監督に関すること。
- (4) その他実施機関の事業の実施に関し必要な事項

3 運営協議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 成年後見制度の専門的な知識を有する者
- (3) 高齢者、障がい者等の相談支援に携わる者

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 7 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 8 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 9 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 10 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 11 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 12 運営協議会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課及び介護保険課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、実施機関の事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年11月1日から施行する。
（委員の招集の特例）
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第8項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（平成30年3月30日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。
（委員の任期の特例）
- 2 この要綱の施行の日から令和3年10月31日までの間に委嘱される委員（補欠委員を除く。）の任期は、改正後の第6条第4項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和3年10月31日までとする。